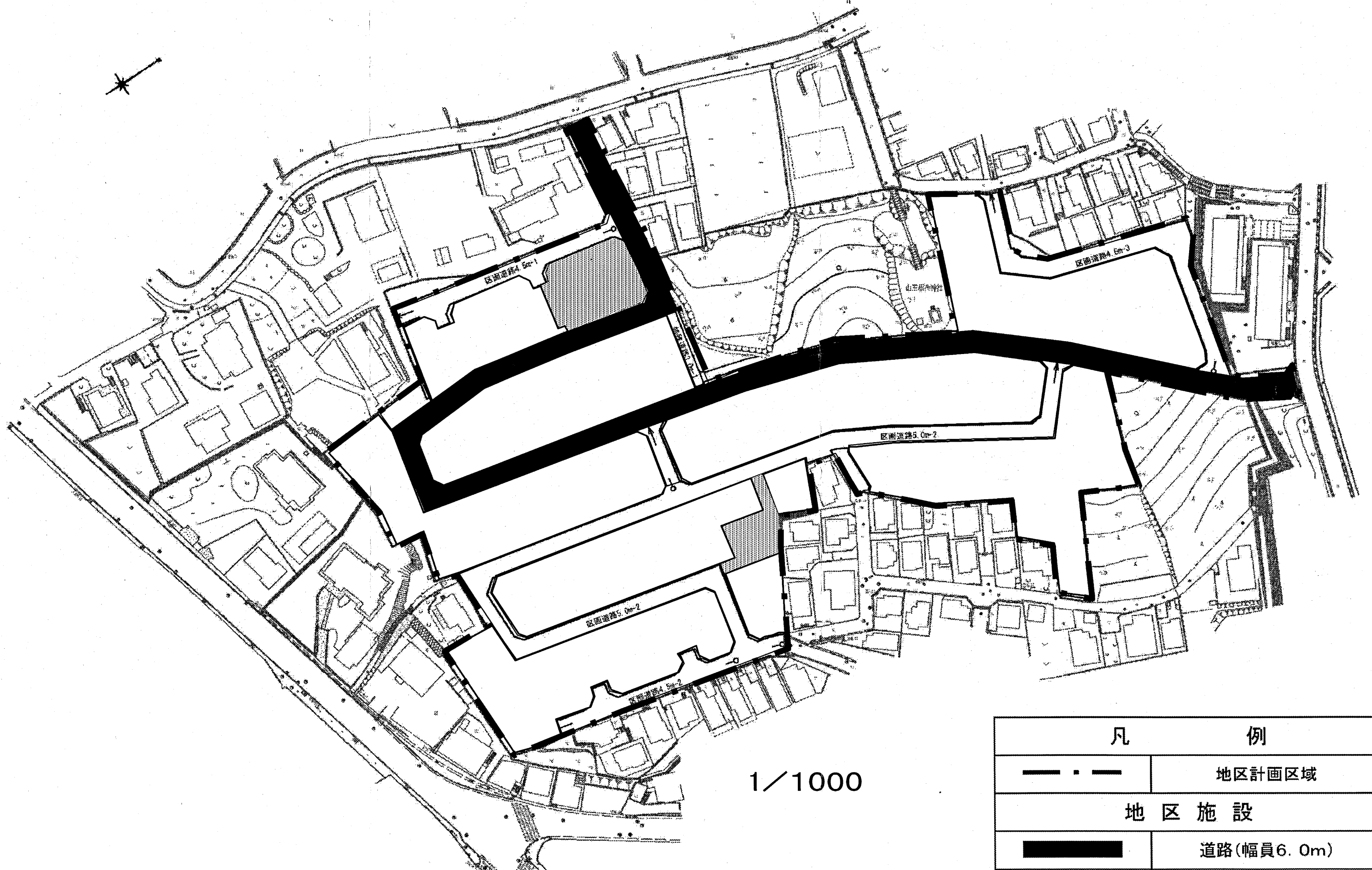


海老名都市計画地区計画の決定（海老名市決定）

都市計画望地二丁目地区地区計画を次のように決定する。

名称		望地二丁目地区地区計画		
位置		海老名市望地二丁目地内		
面積		約 2.1ha		
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	本地区は、海老名市東部に位置し、丘陵部の低層住宅地の中にあり、土地地区画整理事業によって宅地造成され良好な新市街地を形成していく区域である。したがって、土地地区画整理事業における街づくりの理念を継承し、土地利用、緑化の方針及び建築物等の整備に関する方針のもとに緑豊かな良好な住環境の形成と保全を図ることを目標とする。		
	土地利用の方針	本地区は、良好な居住環境を有する、安全で快適な市街地として、低層の住宅を主体とした土地利用を図る地区とする。		
	緑化の方針	環境に配慮した緑あふれる潤いのある街並みを形成するため、敷地内に積極的な緑化を図る。		
	地区施設の整備の方針	地区内の区画道路及び公園の機能が損なわれないように維持し、保全する。		
	建築物等の整備の方針	ゆとりのある住宅地として敷地の最低規模を確保すると共に、良好な居住環境の形成を図るため建築物の用途、壁面の位置等について必要な制限を定める。		
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	道路	幅員 6.0m 延長約 420m	
		公園	2箇所 計 約 770㎡	
	建築物等の制限に関する事項	建築物の用途の制限	次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 (1)住宅 (2)共同住宅 (3)前各号に規定する建築物で診療所（患者の入院施設を有するものを除く。）の用途を兼ねるもの及び事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち建築基準法施行令第130条の3で定めるもの (4)前各号の建築物に附属する自動車車庫、物置その他これらに類する用途に供するもの	
		容積率の最高限度	8/10	
建ぺい率の最高限度	4/10			

地区整備計画	建築物の敷地面積の最低限度	120㎡ ただし、土地地区画整理法の規定による換地処分又は仮換地の指定を受けた土地で、当該地区の規定に適合しないものについて、所有権その他の権利に基づいてその全部を一の敷地として使用するものは、この限りでない。
	建築物等の制限に関する事項	壁面の位置の制限 1 建築物（門又は塀を除く。）の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は、1.0m以上とし、隣地境界線までの距離は0.6m以上とする。 ただし、次の各号の一に該当する建築物及び建築物の部分は、この限りではない。 (1)自動車車庫 (2)外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3.0m以下であるもの。 (3)物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ床面積の合計が5㎡以内であるもの。 建築物の高さの最高限度等 1 最高高さ10.0m、軒高7.0mを超えてはならない。ただし、片流れ屋根の場合の軒高は9.0mを超えてはならない（この場合においても水下側軒の高さは7.0mを越えてはならない。）。 2 建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに5mを加えたもの以下とする。 かき又はさくの構造等の制限 道路に面するかき又はさくは、生垣又は透視可能なフェンス等とする。ただし、フェンス等の基礎の高さは地盤面から0.6mを限度とする。



1/1000

凡 例	
— · —	地区計画区域
地区施設	
■	道路(幅員6.0m)
▨	公園